公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規 定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和5年7月31日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称

tinacourt (ティナコート)

(2) 所在地

廿日市市新宮一丁目 1316 番 25 ほか

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

(変更前) 三菱 HC キャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(変更後) 三菱 HC キャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

3 変更の日

令和5年4月1日

4 変更する理由

代表者が変更となったため。

5 届出年月日

令和5年7月25日

- 6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧場所

廿日市市産業部産業振興課(廿日市市下平良一丁目11番1号)

(2) 縦覧期間

令和5年7月31日から令和5年11月30日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国 民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和5年11月30日
- (2) 提出先 廿日市市産業部産業振興課